

北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北上小学校建設に関する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に当たり、広く市民や専門家の意見を反映させるため、北上小学校建設基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、基本構想の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 北上小学校建設に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) 北上小学校建設に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 北上小学校及び北上中学校の保護者を代表する者
- (2) 北上地区の住民組織を代表する者
- (3) 学校建設に関し学識経験を有する者
- (4) 北上小学校及び北上中学校の教職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会が第2条に規定する報告を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校施設整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

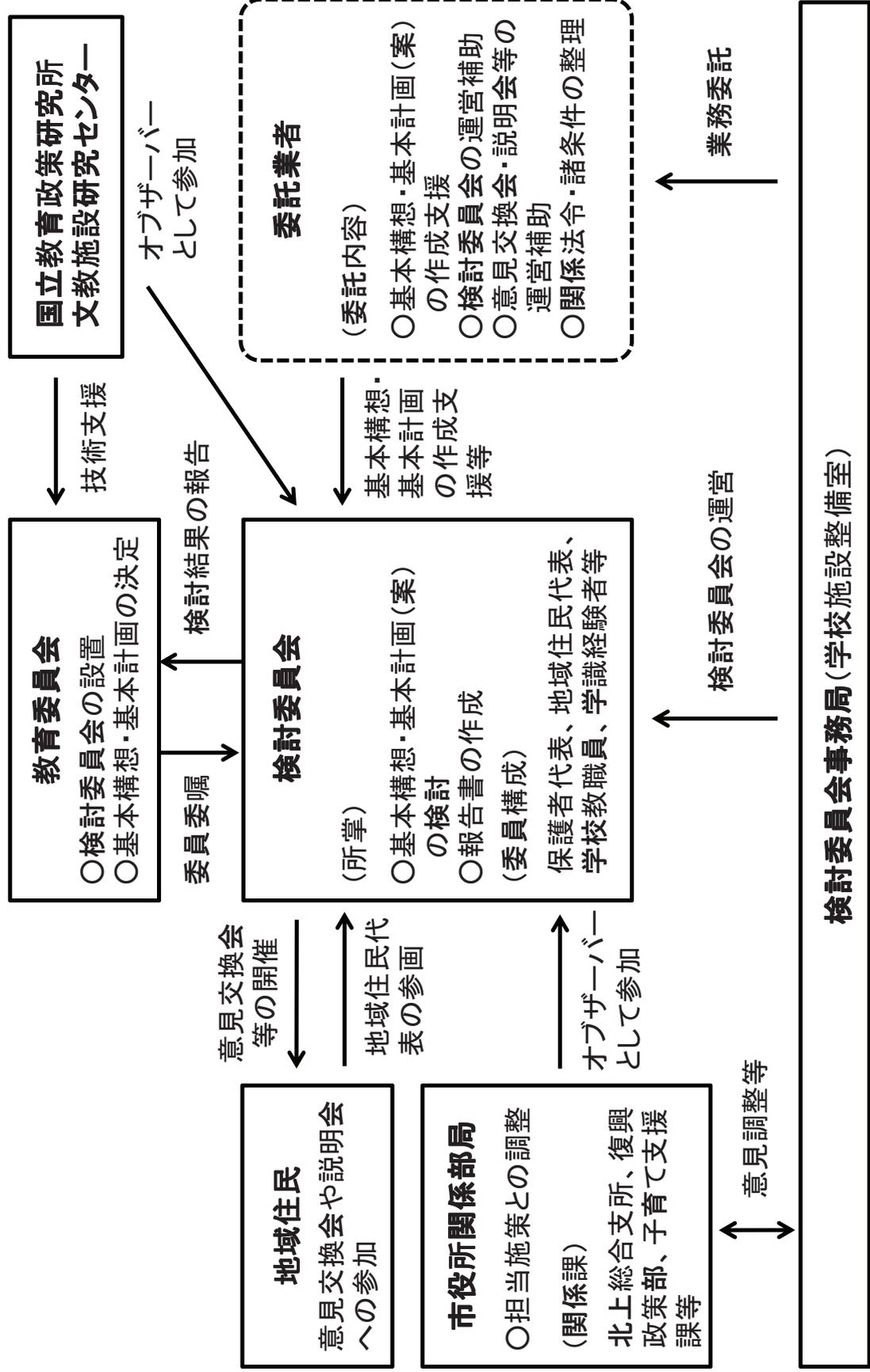
(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

北上小学校移転新築事業に関する体制図(案)



北上小学校建設基本構想検討スケジュール(案)

| 時期 | 基本構想検討委員会 | ワークショップ、説明会 |
|-----|---|--|
| 9月 | ○第1回検討委員会（委嘱状交付式） ・検討体制及びスケジュール ・前提条件、コンセプトについて ・基本構想策定方針（案）について | |
| 10月 | ○第2回検討委員会 ・基本構想策定方針の決定 ・必要諸室等の検討 | ○教職員ワークショップ ・必要諸室等の検討 |
| 11月 | ○第3回検討委員会 ・施設配置の検討 ・基本構想・基本計画（骨子）の検討 | ○教職員ワークショップ ・施設配置の検討 |
| 12月 | ○第4回検討委員会 ・施設配置、必要諸室等の検討 ・基本構想・基本計画（素案）の検討 | ○教職員ワークショップ ・基本構想・基本計画（素案）の検討 ○児童ワークショップ ・欲しい施設、機能、配置等の検討 |
| 1月 | ○第5回検討委員会 ・基本構想・基本計画（案）の検討 | ○保護者説明会 ・基本構想・基本計画の概要説明 |
| 2月 | ○第6回検討委員会 ・基本構想・基本計画（案）の決定 | ○基本構想・基本計画（案）を教育委員会へ報告 |
| 3月 | | ○住民説明会 ・基本構想・基本計画の概要説明 ○教育委員会にて定例会へ上程 |

○基本構想検討委員会だよりの発行について

- ・地域への情報提供のため、期間内に3回程度広報紙を発行します。

(3) 北上エリア復興整備方針

北上川の河口と太平洋(追波湾)に面した風光明媚な自然景観に恵まれ、イヌワシの生息地である翁倉山があり、北上川河畔には「日本の音風景百選」にも選ばれたヨシ原が広がるエリアです。

山・川・海による、稲作と畜産との複合経営や追波湾でのわかめやこんぶ等の養殖業のほか、北上川ではしじみ漁も行われています。

「神割崎」や「釣石神社」などの自然を活かした観光資源と生涯スポーツの核である「にっこりサンパーク」により、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- エリア内の 14 集落が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。エリア全体の人的被害は、亡くなった方が 185 名、行方不明の方が 80 名となっています。建物被災は、全壊 633 棟、大規模半壊 88 棟、半壊 47 棟となっています。被災時には、14 か所の避難所に約 1,800 名の方が避難しました。
- 津波により、北上総合支所、公民館、小学校(3 校のうち 2 校が全壊)、河北消防署北上出張所、河北警察署北上駐在所など、公共施設が壊滅的な被害を受けました。
- 国道 398 号が沈下・崩落したほか、新北上大橋の一部や新相川橋が落橋し、また、公共下水道は全壊、上水道・通信網も破壊されるなど、ライフラインが壊滅的な被害を受けました。
- 北上漁港(小滝、大指、小指、相川、大室)、白浜漁港ともに地盤沈下が著しく、物揚場、船揚場、防波堤、護岸が流失・破損しました。特に、相川港は東西防波堤が全壊しました。また、漁業集落も壊滅的な被害を受けました。
- 北上川沿いの約 300ha の農地が冠水し、排水機場、排水路などが被災したほか、地盤沈下の影響で排水機能が低下しています。

▼主な課題



②復興整備方針

■復興の目標

居住の安全性と医療、福祉、教育体制等の確立を図り、水産業や農業の速やかな復旧と高付加価値化を進め、恵まれた自然文化資源を活かした地域づくりを目指します。

●みんなで築く災害に強いまちづくり

- 住民の生活を津波や高潮から防御するため、防波堤や防潮堤のほか、北上川の河川堤防の整備を行い、安全な高台へ住宅地、総合支所等の移転を推進します。
- 災害時に機能する安全な避難所の確保と情報伝達手段の整備を図るとともに、避難路の確保と自主防災組織の機能強化を推進します。
- 地盤沈下した漁港のかさ上げと、背後地及び皿貝川や大沢川等の大雨・洪水時における雨水排水対策を推進します。
- 落橋した新北上大橋や新相川橋及び国道 398 号を復旧するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、高台への新たなルート選定を含め整備を促進します。

●市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 被災を受けた北上総合支所等の公共施設については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を推進し、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。

●自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 各漁港の復旧を図るとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建を支援します。
- 被災農地の除塩を推進するとともに、農業用排水施設系統の見直しをふまえた基盤整備を推進します。
- 「北上さくら公園」、「北上水辺センター」などの復旧・整備の推進とヨシ原の再生を図るなど、北上川の自然環境の回復に努め、川を活用した交流事業を推進します。

●未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 地域産業の高付加価値化を進めるとともに、新産業の誘致と育成を行います。

▼将来構想

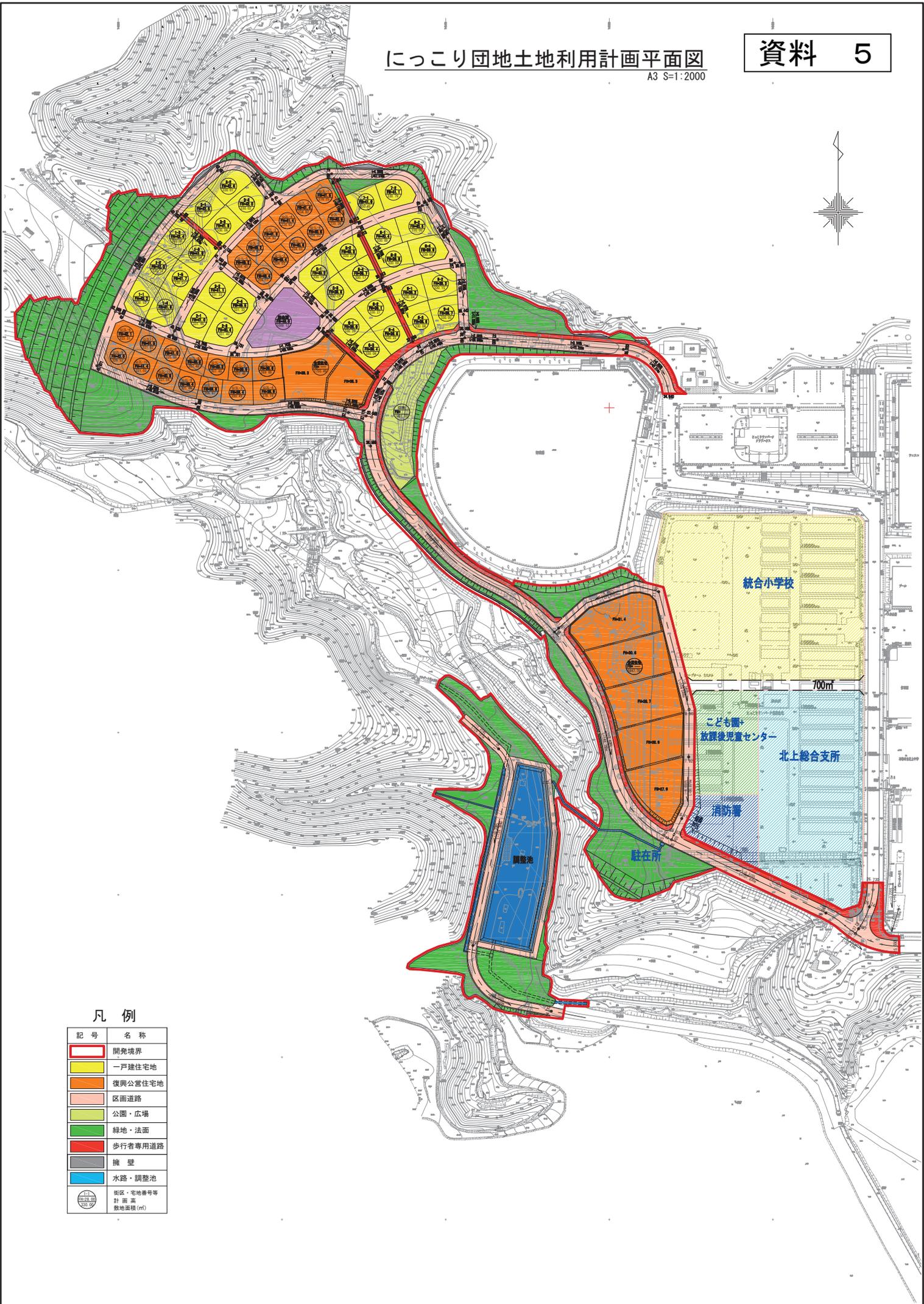
【別添1】土地利用構想図(5/8)北上地区



にっこり団地土地利用計画平面図

A3 S=1:2000

資料 5



凡例

| 記号 | 名称 |
|----|----------------------------|
| | 開発境界 |
| | 一戸建住宅地 |
| | 復興公営住宅地 |
| | 区画道路 |
| | 公園・広場 |
| | 緑地・法面 |
| | 歩行者専用道路 |
| | 擁壁 |
| | 水路・調整池 |
| | 街区・宅地番号等 計画 敷地面積 (㎡) |

ともに 未来を創る北上小学校の創造



〈ともに学び 楽しい学校づくり〉

- あひさつが素敵で、児童の笑顔がいっぱいの学校にします。
- ともに学び合いながら豊かな人間関係を形成し、学校に行くことが楽しい学校を創ります。
- 一人ひとり自立し自立的に児童が育つ学校にします。

〈多様な学習環境を保証する学校づくり〉

- 児童が落ち着いて学習できる環境を保証します。
- 個や少数人数、共同学習に柔軟に対応できる学習空間を保証します。
- 児童、教職員や来校者の安らぎと豊かなコミュニケーションを保証します。
- 特別支援教育の視点による全ての児童にとって生活しやすいように、ユニバーサルデザインに基づく施設とします。

〈地域に親しまれ、地域とともに創る学校づくり〉

- ふるさと北上のよさを大切に、地域の方に親しまれる学校にします。
- 学校と地域が一体となり、豊かな教育の実現に努めるとともに、地域に開かれた学校にします。
- 児童が「地域の宝」となり、ALL北上で児童を育てていけるよう、地域コミュニケーションの拠点となる学校にします。

〈安全で安心できる学校づくり〉

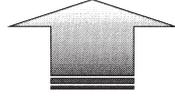
- 地震や災害に強く、地域防災の向上に貢献する学校にします。
- セキユリテイナーに万全を期し、事件事故を回避できる学校にします。
- 児童が安全で安心して過ごせるよう、ユニバーサルに配慮した学校にします。

〈環境にやさしい学校づくり〉

- 学校そのものが児童に環境を意識させるとともに、環境に配慮した学校にします。
- できる限りシンプルでコンパクトにし、自然採光、通風など、自然環境への負担を減らし、自然エネルギーを活用した学校にします。
- 敷地の緑化や樹木、花壇、畑等の充実を積極的に図り、豊かな環境を備えた学校にします。

〈小中連携を進める学校づくり〉

- 小中連携を積極的に進め、教育効果を高める学校にします。
- 小中連携により、9年間を見通した指導を進める学校にします。



北上小 新校舎建設に向けてのワークショップより ～各キーワードについて～

| No. | キーワード | 内容 |
|-----|--------|--|
| 1 | 図書室 | ①広い ②机とイス ③地域の人も借りられる ④廊下にも本のスペース |
| 2 | 体力づくり | ①多様な遊具(サーキットができる)：山 ②校庭は今より広く(小中は別) ③体育館(講堂)は冷暖房付き ④倉庫は取り出しやすく ⑤カガミ張り |
| 3 | ICT | ①各教室に壁に電子黒板 ②WiFi ③タブレット ④教室にパソコン1台以上 |
| 4 | 個が守られる | ①ミーティングルーム(明るく、行きたくなくなる、個別指導ができる) 小さめ：カウンセリング ②職員室(仕事をすする、休む、リラククス、対話する) ③更衣室(シャワールーム)子どもも大人も。 |
| 5 | 体育館 | ①プールと体育館に ②体育館の下は駐車場(50台) |
| 6 | 協働できる | ①宿泊施設(北上寮) ②ランチルーム(自校給食)：災害時への対応、雇用創出 ③演劇スペース(床、鏡張り) ④オーブンスペース(たてわり活動、学年活動、小・中) ⑤低、中、高に各1つフリースペースを(教室にもできる) ⑥職員室は小・中隣同士、主事室も隣 ⑦外国語活動の部屋：教材が置ける、使用が多い ⑧廊下は広く |
| 7 | 安全・安心 | ①死角なし ②耐震 ③トイレ(和・洋) ④備蓄、水(最低7日、500人分) ⑤避難所スペース ⑥転用できる ⑦外部への連絡 ⑧各教室から職員室へインターホン |
| 8 | 地域との連携 | ①地域の人の出入りができる。 ②コミュニティースクールに対応できる ③コミュニティースペース(お茶っこクラブ、地域支援室) ・気軽に来られる ・運営できる ・サークル活動 ④(学校運営協議会：お喋りすつべ隊本部) ⑤地域の宝、ふるさとを感じられる場(伝統、北上太鼓) ⑥車のスペース、バリアフリー、エレベーター |
| 9 | 校舎、校庭 | ①木を使う(地元の) ②コンパクト、導線がはつきり、廊下広く ③風通しがよく、明るい、網戸付き ④庭、樹木、花壇、畑(小さくてよい)、ビオトープ、林 ：学習、コミュニケーション連携 ⑤環境E.C.O. 防災、ソーラー、自家発電、EM |
| 10 | 小・中連携 | ①小・中学校間の連絡通路 ②小・中共同職員室、教材研究室 |

北上小学校建設基本構想・基本計画策定方針（案）

1 基本構想の目的

- ・ 東日本大震災により被災した学校施設は、「石巻市立学校施設災害復旧整備計画（平成24年3月策定）」に基づき復旧整備を行っている。
- ・ 北上地区では、平成25年4月に相川小学校、吉浜小学校及び橋浦小学校の3校を新設校として統合し北上小学校としているが、当分の間は橋浦小学校校舎を使用することとしており、北上地区の住環境の整備に合わせて、にっこりサンパーク多目的グラウンド内に移転新築することとしている。
- ・ 移転新築する小学校は、教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設であることから、周辺に整備される公共施設（総合支所、保育所等）や既設の北上中学校との連携等についても配慮する必要がある。
- ・ これらのことから、当該地区の教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校づくりを行うため、北上小学校建設基本構想を策定するものである。

2 教育方針

(1) 教育目標

「ふるさとを愛し、豊かな知恵と心を持ち、たくましく生きる児童の育成」

(2) めざす学校像

- ① 子どもが喜んで通う学校
- ② 安心・安全な学校
- ③ 家庭・地域と連携し、ともに歩む学校

3 整備方針

(1) 基本的な施設機能

- ① コンパクトで機能的な施設
- ② 風通しがよく、明るい施設
- ③ バリアフリーに配慮した施設

(2) 効果的な教育環境を実現する施設機能

- ① 北上中学校と連携した教育活動の取り組みに配慮した施設
- ② 小・中で共用できるスペース等を確保した施設

(3) 地域や中学校との交流に配慮した施設機能

- ① 保護者や地域住民が気軽に訪れ、児童との交流を想定した施設
- ② 児童と生徒の交流や、小・中教職員同士が交流できる施設

(4) 安らぎに配慮した施設機能

- ① 児童や職員の安らぎに配慮した、居心地の良い施設
- ② プライバシーの確保に配慮した施設
- ③ ふるさとを感じられる施設

- (5) 児童の安全を確保するための施設機能
 - ① 死角のない安全な施設
 - ② 外部からの侵入者に対し適切に対応できる施設
- (6) 防災に配慮した施設機能
 - ① 災害から子どもたちの命を守れる安全・安心な施設
 - ② 耐震性に配慮した施設
 - ③ 避難所としての防災機能を確保した施設
- (7) 環境へ配慮した施設機能
 - ① 太陽光発電等の自然エネルギーを活用した施設
 - ② 県産材の木材を使用した施設
 - ③ 北上地区の自然と調和のとれた施設

4 復興計画（まちづくり計画）との整合性

北上地区において計画されている復興計画（まちづくり計画）との整合性に配慮しつつ、手法や時期などの調整を図りながら整備を行う。

5 施設の規模

- (1) 計画学級数
学級数 8（普通学級：6、特別支援学級：2）
- (2) 施設規模（上限）
 - ① 敷地：12,200 m²程度
 - ② 校舎：3,500 m²程度
 - ③ 体育館：900 m²程度
 - ④ プール：700 m²程度

6 スケジュール

- (1) 基本構想・基本計画策定スケジュール
 - ① 平成 26 年 9 月 委員委嘱
 - ② 平成 26 年 9 月～平成 27 年 2 月
検討委員会による基本構想・基本計画の検討（6 回程度）
 - ③ 平成 27 年 3 月 教育委員会報告
- (2) 事業スケジュール
平成 27 年度以降については、地区の住環境の整備状況や、周辺に建設される公共施設の整備計画を考慮しながら、適切な時期に必要な事業を行うこととする。